

平成 24 年度第 2 回 愛知県都市計画審議会

平成 25 年 2 月 8 日（金）午後 3 時

愛知県議会議事堂 5 階 大会議室

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

定刻となりましたので、ただいまから平成 24 年度第 2 回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

審議会を傍聴される方々にお問い合わせ申し上げます。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は静粛に傍聴してくださいませよう、お願いいたします。

携帯電話は、電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。

録画、録音等は禁止となっております。

その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して審議会を傍聴していただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

会長の山田でございます。

本日は、皆様、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

愛知県都市計画審議会の開催にあたりまして、一言だけ申し上げたいと思います。

新聞などで御存知かと思いますが、最近、長野県飯田市の、「ラウンドアバウト」ですけれども、交差点を丸くして、それを右回りに回って信号をなくし、交通事故を減らすという目的で、初めて日本にできたということを聞いております。

私の口から申し上げるよりも、委員の中村先生から説明していただいた方がよろしいんですけれども。私、昔スイスのローザンヌという町に 1 年いたことがありまして、そのときにはラウンドアバウトがございませんでした。その後何回も訪問する機会があったんですが、あちこちで増えてきました。最初にできたころは大変に不評でございました。慣れないということです。ところが、しばらく経ってみると、非常にスムーズに交通が流れる、あるいは渋滞が減るということでものすごく評判が良くなりまして、先年行きましたときには、かなりの部分がラウンドアバウトになっているという状況でございました。なぜこ

れが都市計画の先進県であります愛知県でできなかったのかなど、ちょっと残念に思っている次第でございます。

私の感想と、それから新しい一つのまちづくりのあり方ということで、私の御意見を申し上げさせていただきました。

委員の皆様方には、議事が円滑に進みますよう御協力をお願いして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

ありがとうございました。

次に、当審議会委員の方々に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

お手元に委員名簿を配付いたしましたので、御覧ください。

学識経験者として引き続き委員をお願いいたしました名古屋経営短期大学教授の志水暎子委員でございます。

市町村議会の議長を代表して委員をお願いいたしました安城市議会議長の近藤正俊委員でございます。

なお、本日の上程議案のうち第1号議案及び第3号議案は、市街化区域及び市街化調整区域、いわゆる区域区分に関する案件でございます。本日御出席の臨時委員の方々を御紹介申し上げます。

愛知県農業会議副会長の二村利久委員でございます。

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の青木章雄委員でございます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることになっておりますので、よろしく願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として黒田達朗委員、鈴木喜博委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

早速ですが、審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案

「西三河都市計画区域区分の変更について」から第7号議案「稲沢市における特殊建築物の敷地の位置について」までの7議案でございます。

それでは、第1号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」及び第2号議案「西三河都市計画臨港地区の変更について」は、関連案件でございますので一括上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 鈴木秀育】

都市計画課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

第1号議案「西三河都市計画区域区分の変更」及び第2号議案「西三河都市計画臨港地区の変更」につきましては、関連した案件でございますので一括して説明申し上げます。

議案書は、第1号議案が1ページから5ページ、第2号議案が7ページから10ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は図面番号1と2でございます。資料のうち図面につきましては、委員お二人につき1台御用意いたしましたモニターにも表示いたしますので、併せて御覧ください。

それでは、図面番号1の総括図を御覧ください。この総括図は区域区分及び臨港地区を変更しようとする高浜市芳川町一丁目地区の位置を示すもので、図面の右下にございます愛知県を示した広域図において赤色で着色している範囲を拡大表示したものでございます。

図面下側にオレンジ色の丸印で示しておりますのが高浜市役所、図面中央を南北に走る黒色の破線で示しておりますのが名鉄三河線で、上のほうに黒色の丸印で示しておりますのが吉浜駅でございます。この吉浜駅から南西へ約0.7kmに位置する赤色の実線で囲まれた面積約2.4haの区域が、今回市街化区域に編入し、臨港地区を定めようとする芳川町一丁目地区でございます。

次に、図面番号2の計画図を御覧ください。この計画図において赤色の実線で囲まれている区域が芳川町一丁目地区でございます。この地区は、高浜市都市計画マスタープランにおいて、「臨海部の自然特性を活用したレクリエーションの場として整備する必要がある」とされております。また、衣浦港港湾計画では緑地としての位置づけがなされておるところでございます。

当地区は、愛知県が平成10年に公有水面埋立免許を取得して事業を実施し、平成24年1月に竣功した面積約2.1haの部分と、昭和46年に高浜市が公有水面埋立事業を完了し、児童遊園として利用している面積約0.3haの合わせて約2.4haの区域でございます。

今回、愛知県による2.1ha部分の埋め立てが竣功したことから、高浜市が埋め立てた

0.3ha の部分と合わせて市街化区域への編入をするるとともに、港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を定めるものでございます。

なお、臨港地区につきましては、港湾計画に位置づけられた港湾の機能に応じて、港湾管理者が適切な土地利用を担保するために、分区を指定することができますが、当地区では港湾景観を整備することや、港湾関係者の厚生を増進を目的とする修景厚生港区に指定する予定となっております。

また、用途地域につきましては、高浜市が決定するものでございますが、周辺の用途地域との整合性を考慮して、工業専用地域、容積率 200%、建ぺい率 60%を定める予定となっております。

第 1 号議案及び第 2 号議案につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、平成 24 年 11 月 13 日から 11 月 27 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき、高浜市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【委員（愛知県議会議員 深谷勝彦）】

計画図を見ると、藤江渡し跡という、昔からの遺跡のようなものが書いてあるんですが、反対側の東浦のほうへ行くと、渡船場口という地名が今でもあるわけです、渡船場というところが。こういった遺跡は結局はこの都市計画で埋め立てて全く消えてしまうのかどうか。やっぱり何らかの形で残していこうといった動きがこの計画の中にあるのかどうかお聞きしたいと思います。

【都市計画課長 鈴木秀育】

この地には、ただいま委員御指摘のとおり、かつて対岸の東浦町とを結んでいた藤江の渡しという跡地、史跡がございます。地域資源がございます。これを活用するため、港湾計画に緑地整備を位置づけ、水際線に階段護岸を整備することによって親水性にすぐれた空間とする予定ということで、対岸のほうにも同じような緑地の指定がされておるところがございます、両方セットで港湾計画上の緑地の位置づけがされております。

【委員（愛知県議会議員 深谷勝彦）】

それを聞いて安心したわけですが、確か新聞にも出たと思いますけど、以前は花嫁が船であちらへ結婚するために嫁いでいく、そういったこともあったということで新聞に出ていたと思います。やっぱりしっかりとそういう遺跡的なものは残していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

黒田先生。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

計画図を見ますと、東南のところにもともと児童遊園があるようですが、これは今回の工業専用地域に指定するというので、どのようになるのかをお聞かせいただきたいと思っています。

【都市計画課長 鈴木秀育】

児童公園の部分は昭和46年に埋め立て竣功いたしまして、高浜市において児童遊園の整備をされて、既に供用されております。今回、残りの愛知県が埋め立てをしたところに関しては、港湾管理者である愛知県においていったん緑地としての整備をいたします。その上で、高浜市が全体、県の緑地の部分も占用した上で、野球場ですとかサッカーコート、そういったようなものの整備をしていくという予定になっております。

児童遊園のところは、緑地に来られる方の駐車場という形で、高浜市が一体的な整備の中で整備をいたします。高浜市が一体的に管理する予定になっております。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

よろしゅうございますでしょうか。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

先程、全体的な土地利用の整合性の観点で工業専用地域に指定するとお答えがありましたが、実際には用途としては相当違うものになるということでよろしいですね。

【都市計画課長 鈴木秀育】

総括図を見ていただくと周辺の用途指定の状況がおわかりになるかと思いますが、この芳川町一丁目地区の北側に関しましては工業専用地域になっております。南に関しては、住宅地も混在しておるものですから準工業地域という指定になっておりまして、緑地という用途の指定がないものですから、工業地域の中にある緑地という位置づけで用途の指定

をしております。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決いたします。第1号議案及び第2号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第1号議案及び第2号議案につきましては原案のとおり可決いたします。

続きまして、第3号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第4号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」は、関連案件ですので一括上程いたします。県当局の説明をお願いいたします。

【都市計画課長 鈴木秀育】

第3号議案「東三河都市計画区域区分の変更」及び第4号議案「東三河都市計画臨港地区の変更」につきましては、関連した案件でございますので一括して御説明申し上げます。

議案書は、第3号議案が11ページから15ページ、第4号議案が17ページから20ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は図面番号3と4でございます。

それでは、図面番号3の総括図を御覧ください。この総括図は区域区分及び臨港地区を変更しようとする豊川市御幸浜2地区の位置を示すもので、左下にございます愛知県を示した広域図において赤色で着色している範囲を拡大表示したものです。

図面中央を東西に走る黒色の破線で示しておりますのがJR東海道本線で、破線上の中央やや右に位置します黒色の丸印で示しておりますのが愛知御津駅でございます。この愛知御津駅から南西へ約1.5kmに位置する赤色の実線で囲まれた面積約15.4haの区域が、今回市街化区域に編入し、臨港地区を定めようとする御幸浜2地区でございます。

次に、図面番号4の計画図を御覧ください。この計画図において、赤色の実線で囲まれている区域が御幸浜2地区でございます。この地区は、豊川市都市計画マスタープランにおいて、「三河港の港湾施設整備の促進、企業用地の埋立て造成の早期完成を通じて地域活性化を図る」とされている地区でございます。また、三河港港湾計画では物流施設用地及

び緑地として位置づけられており、当地区は、愛知県が平成8年に公有水面埋立免許を取得して事業を実施し、平成22年3月及び平成23年6月に埋立事業が竣功した区域であります。今回、埋め立てが竣功したことから、市街化区域への編入をするとともに、港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため臨港地区を定めるものでございます。

なお、本臨港地区におきましても、港湾管理者が適切な土地利用を担保するために分区を指定することとしており、当地区では貨物の取り扱いを目的とする商港区に指定する予定となっております。

また、用途地域につきましては、豊川市が決定するものでございますが、周辺の用途地域との整合性や将来土地利用等を考慮して、工業専用地域、容積率200%、建ぺい率60%を定める予定となっております。

第3号議案及び第4号議案に関しまして、都市計画法第17条に基づき、平成24年11月13日から11月27日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項に基づき、豊川市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では、御意見、御質問もないようでございますので、採決いたしたいと思っております。

第3号議案及び第4号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございます。

御異議ないものと認めまして、第3号議案及び第4号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の方々にはここで御退席いただきますよう、お願いいたします。どうもありがとうございました。

（臨時委員退席）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

続きまして、第5号議案「名古屋都市計画道路の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 山口豊】

都市計画課主幹の山口でございます。よろしくお願いたします。

第5号議案「名古屋都市計画道路の変更」について御説明いたします。

議案書は21ページから24ページ、議案概要説明書は3ページ、図面は図面番号5と6でございます。

まず、図面番号5の総括図を御覧ください。この総括図は図面右下にございます愛知県を示した広域図の赤色で着色した箇所、今回都市計画道路を変更する清須市の名鉄名古屋本線新清洲駅周辺を示すものでございます。

図面中央の南北の黒色の破線が名鉄名古屋本線、中央の黒の丸印が新清洲駅、図面右下のオレンジ色の丸印が清須市役所でございます。

図面中央、赤色の実線で示しております都市計画道路新清洲駅前北線と赤色の破線で示しております都市計画道路助七西市場線が御審議いただく路線でございます。

図面番号6の計画図を御覧ください。図面中央の青色の破線で示しております区域は、清須市が決定します新清洲駅北土地区画整理事業でございます。今回この土地区画整理事業に併せて、新清洲駅への円滑な交通処理を図るため、新清洲駅と黒色の実線で示した助七西市場線を連絡する道路として、赤色の実線でお示しする新清洲駅前北線を新たに決定するものでございます。

新清洲駅前北線の幅員については、鉄道駅へのアクセス道路にふさわしい交通環境と自動車、自転車、歩行者、それぞれの安全な交通空間を確保するため、車道3m、停車帯1.5m、植樹帯1.5m、自転車歩行者道3mを確保し、総幅員18mとしています。

また、本路線の性格上、歩行者と自転車を分離することが必要となった場合は、総幅員18mの中で自転車通行帯を確保することも可能な幅員となっております。

そして、駅利用者の利便性・安全性の向上や、交通結節点としての機能向上を図るため、面積約2,500㎡の駅前広場を新たに設けます。

モニターに駅前広場の施設配置図を示しておりますので、御覧ください。赤枠で囲った区域が駅前広場でございます。ピンク色が歩道、黄色が車道、緑色部分が緑地のスペースで、乗降場は、公共交通であるバスやタクシーのほか、一般車と身障者用の乗降場を設け

る計画としております。

助七西市場線については、新清洲駅前北線を新たに決定することに伴い、赤色の丸の箇所に交差点が1箇所追加される変更でございます。

本案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成24年11月16日から11月30日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項に基づき、清須市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

図面番号6の新清洲駅前北線（一般部）の車道18m全体の中身について教えてください。

車道が3m、停車帯1.5mというのは、自動車はここへ停車してもいいですよということだと思えます。それから植樹帯が1.5m、それから自歩道とございますけど、自転車と歩道という意味ですよ、3m。まずその確認をお願いいたします。

【都市計画課主幹 山口豊】

計画図の新清洲駅前北線の幅員構成のお尋ねでございますが、停車帯1.5mにつきましては、駅前へ連絡する道路ということで、停車需要を考慮いたしまして停車帯を設ける計画としております。

それから、こちらへ自歩道と表示してありますのは、委員がおっしゃるとおり、自転車、歩行者が通行できる自転車歩行者道路という意味でございます。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

質問ですけれども、駅前広場の処理はこのような形が、いわゆるどういうふうになっていくのか、もし自転車と歩道が、この地図でいうと東南側はずっと駅前まで行くのか、西北側はどこで切れるのか。それから、助七西市場線との接道でこの自歩道がどうなっていくのか。特に自転車の対応というのは意外と難しく、この辺の処理をどのように考えておみえになるのか。結構広くとるといいんですけども、極めて個人的な意見で言わせていただきますと、自転車道は分離すべきであろうと思っております、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

【都市計画課主幹 山口豊】

まず、駅前広場への自転車、歩行者の動線の説明でございますが、今モニターにお示ししておりますように、駅前広場の施設配置図がございます。このピンク色のところが自歩道の機能を果たしますので、こちらに自転車も乗り入れる形になります。基本的には自転車で駅へ来られる方の駐輪施設の計画が、これから土地区画整理事業に併せて計画されますので、なるべく動線としてスムーズに駅への利用ができるような計画にしていく予定をしております。

それから、自転車道の分離の件につきましては、先程御説明しましたように、今のところ、自動車の交通量、それから歩行者、自転車の交通量もあまり将来的には多くないという予測をしておりますので、自転車歩行者道の幅員の中で、自転車の方も、歩道を利用される歩行者の方も安全に利用できるだろうということで当面こういった幅員構成を考えております。一方、昨年末に国からガイドラインが出まして、基本的には車道で自転車を通行するという基本が示されておりますので、そういった自転車ネットワークを構成する路線としてこの路線が選定されて計画をつくる際には、先程説明いたしましたように、車道のほうに自転車通行帯を確保する計画を一応検討しております。

参考としてモニターにお示しますが、もし車道側に自転車通行帯という形で通す場合でも、18mの中で十分そういった通行帯の確保ができるという確認はしておりますので、将来、ネットワークとしてこちらのほうに自転車通行帯を設ける必要が生じた際には、こういった運用を図ってまいりたいということで計画しております。

以上です。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

ぜひそういったフレキシブルな対応のできる道路にさせていただきたいと思います。特にこれから公道上を自転車にどう走っていただくかという議論がまだ十分されていないと思うんです。ですから、一つのモデルケース的にも考えてもいいと思いますし、ぜひその辺を対応できる道路にさせていただきたいと要望して、終わります。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

後藤委員。

【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】

図面番号6で見ますと、名鉄名古屋本線を挟んで、今回の提案と反対側、南西側に同じような形をした駅前広場がありますが、これは既設なのか今後の計画のものなのかという

ことと、北側にあるものと南側が同じような機能を果たすものなのかというか、その辺をお聞きしたいんですが。前々からこの機能として十分でないから追加するようなものなのか教えてください。

【都市計画課主幹 山口豊】

まず、図面番号6の計画図の今計画している駅北の反対側、駅南側の駅前広場についてはもう既に整備済みでございます。こちらにつきましては駐輪場等も整備されておりまして、既に供用されております。

今回、駅北側につきましては、まだ道路等も細街路で十分な基盤整備がされていないということで、先程お話ししましたように、新清洲駅北土地区画整理事業に併せて、新たな駅前道路を整備して、これまでも駅を利用された方は当然いらっしゃいますが、より利便性の高い駅にするため、こういった基盤整備をするということでございます。

【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】

今回北側につくる、計画するものについては、南側の既設のものに加えて何か機能的にこういうことを改めたとか、改めたいとかそういうような計画はあるんでしょうか。

【都市計画課主幹 山口豊】

先程の駅前広場の施設配置図にもございますように、特にほかの駅に比べて特別な機能を付加したということではございませんが、先程も説明しましたように、身障者用ですか一般者の方も乗り降りできる乗降場を設けるために少し広めの駅前広場としておりまして、より利便性の高い駅前広場にしたいということで計画しております。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

【委員（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

私、今、たまたまですけれども、清須市の自転車駐車場の技術的な検討をさせていただいておりまして、最近この駅の駐輪の状態が非常に混乱しているということを検討したばかりなものですから、先程峰野委員からの御指摘は、私も全く同意見でございまして、ぜひその辺のところ、これは暫定的な概略設計ということだと思うんですが、フレキシブルな対応ができるような対応をしていただきたいと思うわけです。

2点ほど質問がございます。

1点目は、駅前広場の面積と形状といいますか位置、これを設定されたことの根拠を教えてくださいということ。ここは、確か新清洲駅が地下通路で南北がつながって

いと伺ってしまして、南側にも駅前広場があって、それとの連携の関係。実際には地下通路を通して自転車も南北に行き来ができるということも伺っていますので、そのあたりとの関連性もあるかと思えます。

2点目は、助七西市場線のことですが、今回のこの街路が接続することによって新しい交差部ができるということですが、これに伴って、16mの幅員の中で、特に北西から来た交通の右折が発生すると思えます。それに伴う幅員、右折ポケットをつけることになると思うんですが、その部分に対応が十分できるのかどうか。そのあたりのことについて教えていただきたいと思えます。

【都市計画課主幹 山口豊】

まず駅前広場の件ですけれども、駅前広場につきましては、駅前広場計画指針により算定いたしますと約2,000㎡が必要な面積ということになりますが、先程も説明しましたように、いろいろな機能を考慮しまして、例えば観光バスとか大型車の乗り入れも可能なようなレイアウトということで、約2,500㎡の広さを確保しております。

あと、自転車の駐輪場につきましては、委員御指摘のように駅の南側、駅の北側、かなりたくさんの駐輪需要があるということでいろいろな位置にございますので、そのあたりにつきましては、市がこれから検討していくと聞いております。

南北の連絡通路については、駅の形態として地下にそういった通路がございますので、そういったものを活用して、不足する駐輪需要を南北でどのように融通して計画していくかということについても、今後検討されていくと聞いております。

【委員（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そうしますと、この2,500㎡の中で、そういう駐輪施設の配置も想定した上でこの面積を決められているという理解でよろしいですか。

【都市計画課主幹 山口豊】

駐輪施設につきましては、施設配置図を見ていただきますと、特にこの中には予定しておりませんので、基本的にはこの外側に必要な面積を確保するということとなります。そういった駐輪施設の配置計画については、駅前広場の計画の中では特に考慮されておられませんので、今後土地区画整理事業を進める中でこういった計画をしていくかということになります。

【委員（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そうしますと、駐車とかバス、タクシーの乗降については考慮するけれども、駐輪、駐

車というものに関しては、駅前広場の面積の中では考慮しないという前提だという理解でよろしいですか。

【都市計画課主幹 山口豊】

そのとおりでございます。

それから、助七西市場線の右折につきましては、現状はないわけですが、ラインを引き直すことによって右折ポケットが設置できるということで確認しております。

【委員（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そうしますと、先程の話で、今回計画されている道路が18mで、自転車通行帯を独立したものにすることも可能だというお話だったんですが、そうした場合、それとの連続性というのは16mのほうで対応は可能なんですか。

【都市計画課主幹 山口豊】

申し訳ありませんが、こういった既設の道路の、助七西市場線についてはかなり自動車の交通量もあるものですから、ガイドラインにもありますように、こういった整備形態にするかについては今後の課題です。今回の土地区画整理事業の区域にも入っておりませんので、今後こういった整備形態をとるのかということを検討していくこととなります。

ただ、今回新たに設ける新清洲駅前北線については、そういったことも考慮した幅員にさせていただいていると御理解いただきたいと思います。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようでございますので、採決いたします。

第5号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

異議ないものと認めまして、第5号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第6号議案「西三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 山口豊】

第6号議案「西三河都市計画道路の変更」について御説明いたします。

議案書は 25 ページから 28 ページ、議案概要説明書は 4 ページ、図面は図面番号 7 と 8、そのほか黄色の表紙の参考資料でございます。

まず、安城市の都市計画道路東栄横根畑線について説明させていただきます。

この変更は、安城北部土地区画整理事業の換地処分に伴い、名称を変更するものでございます。お手元の A4 黄色の表紙の参考資料 1 ページを御覧ください。

この資料は、議案書のうち計画書部分を抜粋し、変更箇所がわかるように新旧対照としたものでございます。上側が新しい計画書を、下側が旧の計画書を示しており、変更箇所は変更前を青文字、変更後を赤文字で表示しております。下側の旧計画書で東栄横根畑線の終点を表示した青文字、東栄町柳原を、上側の新計画書の終点、赤文字、東栄町 6 丁目に地名の表記を変更するものでございます。

同様に、主な経過地につきましても地名の表記を変更するものでございます。

この変更は名称の変更に該当するため、都市計画法第 21 条第 2 項の規定により、案の縦覧などが不要となる軽易な変更です。

次に、岡崎市の都市計画道路福岡線ほか 1 路線の変更について説明させていただきます。

図面番号 7 の総括図を御覧ください。この総括図は図面右下にございます愛知県を示した広域図の赤色で着色した箇所で、今回都市計画道路を変更する岡崎市の JR 東海道本線岡崎駅周辺を示すものでございます。

図面中央の南北の黒色の破線が JR 東海道本線、中央の黒色の丸印が岡崎駅、図面右上のオレンジ色の丸印が岡崎市役所でございます。

図面左下、赤色の破線で示しております都市計画道路福岡線と和田線が御審議いただく路線でございます。

図面番号 8 の計画図を御覧ください。図面中央の青色の破線で示しております区域は、岡崎市が決定します岡崎駅南土地区画整理事業でございます。今回、この土地区画整理事業に併せ、岡崎市が緑色の実線でお示しする井内新村線を延伸することに伴い、黒色実線で示しております福岡線について、赤色丸の箇所に交差点を 1 箇所追加いたします。また、その南側で、同じく岡崎市が決定します緑色実線の若松線を、福岡線から黒色実線の和田線までの間延伸いたします。これに伴い、福岡線について、赤色丸の箇所の交差点の円滑な交通処理を図るため、右折帯を設置する交差点部の幅員を 16m から 18m に変更するものでございます。

また、和田線につきましては、赤色丸の箇所に交差点が 1 箇所追加され、併せて円滑な

交通処理を図るため、右折帯を設置する交差点部の幅員を 16m から 18m に変更するものでございます。

本案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、平成 24 年 11 月 16 日から 11 月 30 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき、安城市及び岡崎市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

御意見、御質問もないようでございますので、採決いたします。

第 6 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 6 号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 7 号議案「稲沢市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。県当局の御説明をお願いいたします。

【尾張建設事務所建築課長 後藤俊一】

尾張建設事務所建築課長の後藤でございます。第 7 号議案「稲沢市における特殊建築物の敷地の位置について」御説明いたします。

本議案は、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、特定行政庁であります愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたりまして、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

議案書は 29 ページから 31 ページ、議案概要説明書は 5 ページ、図面は 9 から 11 でございます。

申請者は、コスモリサイクル株式会社代表取締役三根健一様です。名称は、コスモリサイクル株式会社。敷地の位置は、稲沢市福島町沢西 88 の 1 ほか 15 筆でございます。敷地

面積は、7,334.57 m²、建築物は、事務所棟を始め10棟で、延べ面積の合計は1,538.62 m²でございます。

産業廃棄物の処理能力は、廃プラスチック類の破砕が1日あたり最大で278.52 t、それから木くずの破砕が1日あたり最大444.72 tで行う計画でございます。

申請者は、平成7年に産業廃棄物処分業の許可を受けまして、金属くずや廃プラスチック類の中間処理を行っております。このたび、平成19年3月に建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきました許可を受けた敷地におきまして、廃棄物を処理する破砕機の更新をしようとしたところ、当初許可を受けた処理能力の1.5倍を超えるため、改めて建築基準法第51条ただし書きの規定による許可が必要になったものでございます。

また、既存敷地が、更新に伴いまして、効率的な業務ができないため敷地の一部を拡張するものでございます。

なお、計画にあたっては、公害対策に万全を期するとともに、敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮した計画となっております。

次に、図面番号9の総括図を御覧ください。図面中央下側の赤塗りで示した建設地と明示されたところが敷地の位置でございます。

当該敷地は、稲沢市の南部に位置し、稲沢市役所から南に約3.5 kmの市街化調整区域内に位置し、工業団地に近接した位置となっております。

次に、図面番号10の付近状況図を御覧ください。建設地は、図面の中央やや右寄りの赤い斜線で示した部分でございます。敷地の周辺は、北側に稲沢市道、東側は幅員25 mの県道65号一宮蟹江線、西側は農地、南側は申請者の駐車場と農地となっておりまして、敷地の周辺には住宅はございません。

次に、図面番号11の計画図を御覧ください。この図面は敷地内の施設配置を示した図面でございますが、赤枠が敷地境界線、黄色で塗りつぶしたものが建築物でございます。

今回の申請にあたりましては、更新する機器は工場棟(1)に設置いたしまして、増加する廃棄物の適正処理をするために、保管庫(2)を増築いたします。併せまして、図面右側の積替え保管場所を、効率的な運用をするために拡張する計画でございます。

敷地の出入り口は黒い三角印で示した部分で、北側の幅員7 mの市道から出入りがございます。

敷地の外周には高さ2.7 mから4 mの鋼製のフェンスを設置いたしまして、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設けるなど、環境整備に努めております。

なお、周辺への影響につきましては、尾張県民事務所環境保全課の指導のもと、生活環境影響調査を実施いたしまして、騒音、振動等につきまして環境保全の目標をクリアしております。

また、関係市であります稲沢市長からは、支障のない旨の意見書提出を受けております。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

御意見、御質問もないようでございますので、採決いたします。

第7号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

御異議ないものと認めまして、第7号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

以上で本日の議案は全て終了いたしました。大変活発な、御熱心な御審議をいただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

ありがとうございました。

これをもちまして本日の審議会を終了いたします。

（閉会 午後3時52分）